

論題	北条氏規「掟書」について
著者	鳥居和郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第15号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1989年(平成元年)3月
判型	JIS-B5(182mm × 257mm)

〈史料紹介〉

北条氏規「掟書」について

鳥居和郎

はじめに

本稿で紹介する文書は狭山北条家に伝来したものである。今更述べるまでもないが、狭山北条氏とは戦国大名小田原北条氏の末裔である。天正十八年小田原合戦に敗れたのち、氏直が高野山に送られたが、秀吉の赦免を受け、関東の地をはじめとして約二万石の所領を与えられた。しかし、天正十九年の秋、大坂にて病没したため、その家系をすでに養子となっていた氏直の叔父氏規の子氏盛が継いたが、これがのち河内国狭山藩となり明治維新まで存続するわけである。なお、狭山は氏規ゆかりの地であり、氏盛の実父であることから氏規を歴代外藩祖、氏盛を初代藩祖とする。

(一)

本史料は、内容より北条氏規が富塚善四郎⁽¹⁾及び土屋佐渡守⁽²⁾にあてた掟書または定書であることがわかるが、本稿では便宜上「掟書」とする。富塚善四郎らにあてられたこの文書が何故、狭山北条家に所蔵されるに至ったかは、同文書の封紙の裏側に記されている文で

そのいきさつをある程度推察することが出来る。⁽³⁾

(封紙裏書)

寛政十一年二月八日

氏規君二百年御忌、於大坂専念寺

御法会有之同年夏、多米氏ヨリ被相讓

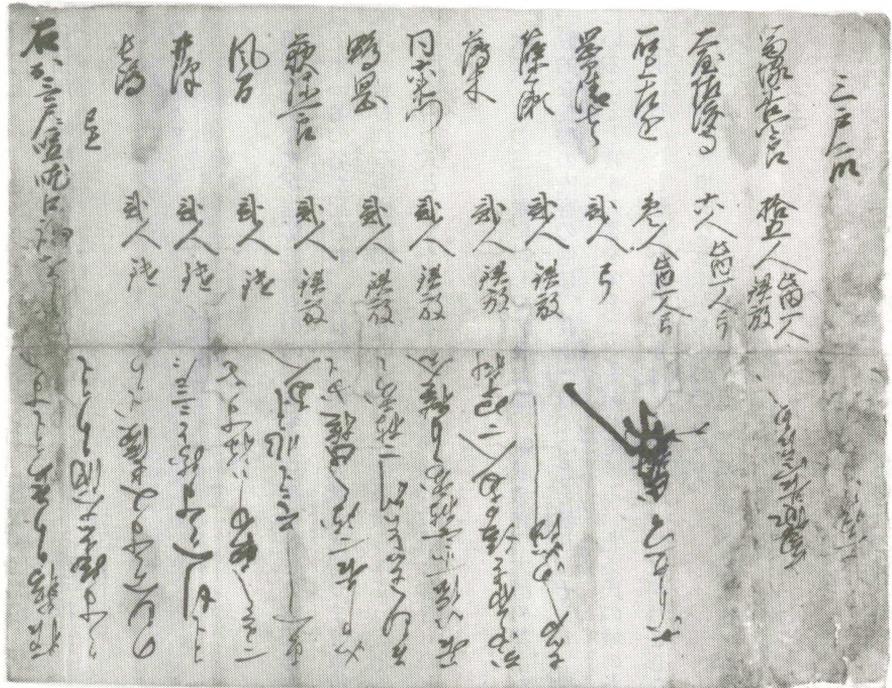
泰憲謹而收領、永傳家之

晁萑山記之

つまり、寛政十一年の氏規の二百年遠忌の際、多米氏より泰憲に譲られたことがわかる。泰憲とは、朝比奈泰憲（晁萑山）のことである。朝比奈家は小田原時代よりの家臣で、代々狭山藩の家老の家柄である。また、多米が具体的に誰であるか、⁽⁴⁾この文書が北条家に入ったのはこの時であるかなどの不明点はあるものの、本論とは直接関係がないので、これ以上触れないこととする。

(二)

氏規の文書は、氏規が三浦城主そして萑山城主を兼ねていたため三浦地方と伊豆地方に多く残っているが、本文書もその内容より伊豆地方に関係するものであることがわかる。三戸の地名があるが、これは、三浦の三戸⁽⁵⁾でなく伊豆の三津⁽⁶⁾であろう。従来、当地方の史



(31.5×41.5)

料としては、『豆州内浦漁民史料』以来、調査の進展により多くの関係文書が発見され、北条氏の支配の様子が徐々に明らかになってきているが、本史料はとりわけ伊豆水軍に関して従来の欠を補うものである。

文書は、料紙と文のバランス、折目などからみて料紙の左右が切断されていることがわかる。従って、文意からもわかるが料紙左側になお数行の文があったと思われる。

(前欠)

三戸衆

- | | | | |
|-------|-----|------|------------------------|
| 富塚善四郎 | 拾五人 | 此内一人 | 狼藉かりそめにもすへからす、然者大酒かりにも |
| 土屋佐渡守 | 六人 | 此内一人 | のむへからす、又長浜へもかり |
| 石上左近 | 参人 | 此内一人 | 弓にも行くへからす、然と三戸ニ |
| 岡部清七郎 | 参人 | 弓 | 可有之、夜中ハねすを |
| 篠ヶ瀬 | 参人 | 鉄放 | すへし、是ニも非ニも両人 |
| 薄木 | 参人 | 鉄放 | 如申、各可致之、此捉少も |
| 同六左衛門 | 参人 | 鉄放 | そむく者在ハ、則可披露候 |
| 鳴岡 | 参人 | 鉄放 | 若以依所、無披露、自横合 |
| 荻弥一郎 | 参人 | 鐘 | 於聞届者、後日兩人可為十科 |
| 風間 | 参人 | 鐘 | 者也、仍如件 |
| 井澤 | 参人 | 鐘 | |

長嶋

式人 鐘

六月廿六日 氏規(花押)

已上

富塚善四郎殿

右於三戸ニ喧嘩口論をし

(渡守殿)
土屋佐

(後欠)

切断により文が途切れるものの、まず、三津衆として富塚善四郎以下十一名の名が記され、それぞれの下に人数と武器つまり軍役の賦課と思われる事柄が記されているので、従来知られている北条氏の着到状の形式とはやや異なるものの、同様の性格を含むものといえよう。

次に、この三津衆に対して喧嘩口論、乱暴狼藉、大酒の禁止など一般的な掟書の内容の他に、長浜へ行くことを禁じ、そして、三津にいることと寝ずの番をすることを命じている。北条氏の城のあった長浜に行くことをなぜ禁じたかは、この文だけでは判然としないが、なにやら軍事的な意味があるのであろう。⁽⁵⁾

(三)

富塚は『小田原衆所領役帳』によると、御家中之役之衆として三浦の山口に百拾八貫四百八拾文の役高を持つ家臣である。土屋佐渡

守については後で述べることにするが、『所領役帳』にはその名を見出すことはできず、在地の有力土豪層と考えられよう。又、石上左近も『所領役帳』には記載はないが、三浦地方に石上弥次郎⁽⁶⁾と称する同姓のものが富塚と同じ衆に、そして、この弥次郎の寄子に石上弥太郎⁽⁷⁾と称する名が見えるので、この二名と石上左近との関係は不明であるものの、三浦地方に関係がある人物であろうか。⁽⁸⁾

また、岡部以下それぞれの二人ずつの軍役を命ぜられたものも、いずれも『所領役帳』にその名を見出すことはできない。

土屋をはじめとする、『所領役帳』に記載のみられない人物はこの地方の地侍および有力百姓クラスと思われる。ことに、土屋の名が登場してくる文書は伊豆地方に何点か知られるが、それらにより、土屋佐渡守は重須に根拠を持つ豪族といえよう。⁽⁹⁾

北条氏 of 海賊衆としては、『所領役帳』に玉繩衆の愛洲兵部少輔、同じく尾高、半役被仰付衆の小山三郎右衛門、三崎十人衆などの名を見出すことができる。いずれも三崎や浦賀を根拠地としているが、重須も海賊衆の根拠地としてはつとに知られるものである。しかし、伊豆の海賊衆の名を役帳ではみることができないのは、『役帳』の史料的限界の故であろうか、それとも永祿二年の段階では未だ水軍としては完全に編成されていなかったのか、このことに関しては、友野博氏は伊豆水軍の成立の時期を天正七年頃と推定される。⁽¹¹⁾

さらに海賊衆の支配関係について、友野氏は『北条五代記』に記載のある、松下三郎左衛門、富永左衛門尉、山本太郎左衛門ら船大将のしたで、松下の例で言えば大川、土屋、相磯、大川らの村落の

長たちが一つの小集団として活動した」と推定されるが、本史料においては、氏規が在地以外の者、(三浦に本拠を持つ富塚善四郎)を加え直接支配していた状況があったといえる。

また、本史料より三津衆は四十二人で構成されていることがわかるが、『北条五代記』に武田との合戦で使用した兵船について「氏直、伊豆の国において軍船十艘作り給ひぬ。是をあたけと名付たり、一方に櫓二十五丁、両方合五十丁立の兵船也。(中略)下に水手五十人、上の矢倉に侍五十人有て、矢ざまより弓、鉄砲はなつ様に作りたり」との記述がある。『北条五代記』はその性格上そのまま信ずるわけには行かないものの、三津衆の人数とおおむね合致するので衆単位でこうした大船で行動した可能性もあるかも知れない。

むすび

本史料でわかることは、次の三点といえよう。

- (1) 富塚善四郎は海賊衆であった事(この衆のなかに馬上、指物などの指示がないことからいえよう)。また、伊豆の三津衆に組み込まれていたこと。
- (2) 北条氏の子孫の編成の概要がわかること
- (3) 三浦方面の海賊衆が伊豆の海賊衆に組み込まれていることから、『北条五代記』にある三浦水軍の重須配置の記述は可能性があること。また、その配置は舟大将クラスだけではなある程度組織的であったと思われる。

以上、若干の私見をまじえ述べてきたが、この史料紹介が北条氏研究の一助となれば幸いである。

附記

小論を成すにあたり、友野博氏の論考を参考にさせて頂いた。また、鈴木良明氏、山口博氏にもいろいろ御教授を頂いた。厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 『小田原衆所領役帳』によると、御家中之役之衆として、三浦の山口(現、葉山町上・下山口)に所領がある。また、『新編相模国風土記稿』の上山口村の項には、富塚善四郎の居跡があること、富塚の子孫についても「舊家八郎右衛門」としてふれ、富塚が北条氏の没落後、農民として土着したとあり、この地を本拠としたことがわかる。
- (2) 筆跡、墨色などから、後筆の可能性もある。
- (3) 封紙裏側に記され、表側には、「氏康公四男美濃守豆州菰山城主氏規公貴簡」とある。それぞれは異筆である。封紙は当初のものではない。
- (4) 『所領役帳』には、半役被仰付衆に富塚奇子として多米弥次郎がいるが、多米はこの者と関係あるのか。
- (5) 重須では土屋姓が多いが、そのなかでも二軒の土屋家が古い

とされ、その一軒には、北条氏の命令によって長浜から移住し、現代二十代目になるとの伝承がある(中野国雄「中世城郭の歴史的背景について(2)」、『沼津市歴史民俗資料館紀要』7号、1973年、所収)。この伝承と、本文書の内容とにか関係があるのだろうか。

(6) 三浦の小坪(現、逗子市小坪)に七十八貫六百二十六文、そして二十二貫文の御蔵出(此内五貫文引銭)とある。

(7) 半役被仰付衆に石上寄子としてあり、柏原(現、逗子市柏原)に二十二貫四百八十四文とある。

(8) このほか真鶴にも石上という姓の代官がいたことが知られる。『神奈川県史』資料編、3下、8724号文書)

(9) 重須土屋氏に関する史料としては、(1) 天文二十三年七月十六日付の北条氏と今川氏の祝言の代物輸送に関する文書のあて先に、西浦御領所舟方、土屋左衛門の名あり。(2) 天正元年九月十七日付重須村網戸三帖退転に関する文書に重須土屋殿の名あり。さらに、近年発見され、友野博氏の紹介による「土屋家文書」(『歴史手帖』1983年、11巻)がある。また、天正十八年二月二十八日付、氏規あて氏政書状の中に、「長浜の城の籠城守備は大川に申し付ける」とあるが、この長浜の大川とは(1)の文書では、土屋の同じ西浦御領所舟方を勤めた在地の有力百姓である。これらのことを勘案すると、本文書の土屋佐渡守を重須の土屋氏とするのは大過はないと

思われる。

(10) 現存する『所領役帳』は、北条氏の全ての領国にわたるものではない。また、直轄領についての分が伝わっていない。

(11) 『北条五代記』には、梶原備前守と子息兵部大夫をかしらとし、清水越前守、富永左兵衛尉、山角治部小輔、松下三郎左衛門尉、山本信濃守らの舟大將が重須に居住したとの記述がある。また、天正七年十二月の北条氏堯朱印状にも「梶原」についての記述があることから推定される。(友野博「伊豆海賊衆」、『沼津市歴史民俗資料館紀要』3号、1979年、所収)

(12) 「北条五代記」、『北条史料集』所収、人物往来社